

## 普及活動計画の基本的な考え方

### 1 普及活動計画策定の趣旨

県では、農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的・計画的に推進し、県民生活の安定向上と地域経済の健全な発展を図るため、平成22年12月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

条例では、農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念やその実現を図るために基本となる事項を定めるとともに、県の責務、農業者等の役割などを明らかにした今後の農政ビジョンを示しています。

本県の農業改良普及組織は、この条例をグランドビジョンとして、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）により普及事業全体のビジョンを示すとともに、具体的な活動方向を「普及活動計画」として策定します。

### 2 普及活動計画の期間

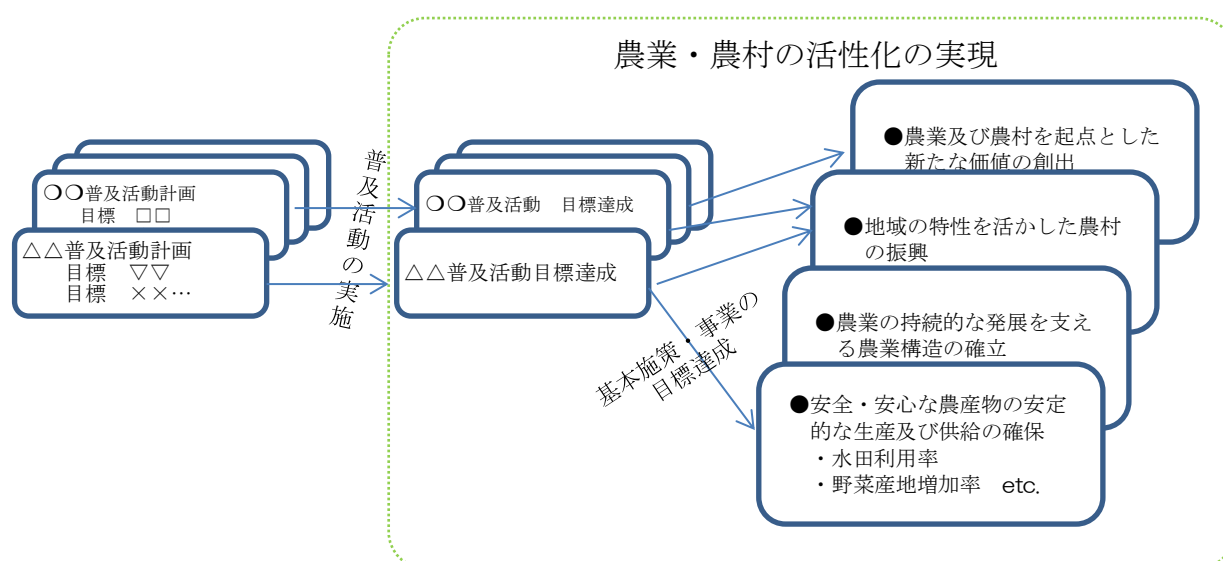
平成27年4月～平成31年3月（4カ年）とします。

### 3 普及活動展開の考え方

条例では、農業及び農村の活性化に向けて行われるべき4つの基本的事項を掲げています。

- ・ 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保
- ・ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
- ・ 地域の特性を活かした農村の振興
- ・ 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

この事項に沿って、農業・農村活性化の中長期的な目標を掲げた基本計画が策定されており、農業改良普及組織は、この目標達成に資する活動を行います。



また、条例第24条に基づく「地域活性化プラン」は、基本計画の基本的施策を展開するうえで、地域が主体になった地域経営（マネージメント）を推進するツールとしており、その推進を普及事業の重要な業務として位置付け、普及活動を行います。

一方、みえ県民カビジョン・行動計画（平成24年度～平成27年度）では、選択・集中プログラムとして緊急課題解決プロジェクトを挙げています。普及組織は、以下のプロジェクトについて、取り組みます。

- ・働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト  
若者などの農業への就業・就労を促進するため、情報発信、人材育成などに取り組みます。
- ・「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト  
福祉事業所の農業参入や農業経営体の障がい者雇用による農福連携の推進に取り組みます。
- ・三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト  
魅力ある県産農産物の生産、高付加価値化などによるもうかる農業の実現化に取り組みます。
- ・暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト  
野生鳥獣による農業被害の減少を図るため、獣害につよい集落づくりに取り組みます。

#### 4 普及活動計画の構成

農業革新支援専門員を配置する「水田農業」、「野菜」、「獣害」、「6次産業化」、「経営管理」、「就農者育成」、「生産環境(作物保護)、(土壌肥料)」、「茶」、「果樹」、「花き花木」、「畜産」の11分野およびプロジェクトのそれぞれに、計画を作成します。

農業及び農村の活性化に関する基本計画目標を達成するために、県域で推進することが必要な項目を、共通目標項目として設定します。また、計画の主題に応じて地域で重要な活動・推進項目を地域目標項目として設定します。

分野	計画名
水田農業	水田農業担い手の経営基盤強化
	持続可能な水田営農システムの確立
野菜	野菜産地の維持活性化
獣害	獣害につよい農村づくりの推進
6次産業化	農業・農村の6次産業化推進
経営管理	持続的な経営発展をする経営体の育成
就農者育成	次代を担う新規就農者の育成
生産環境 (作物保護) (土壌肥料)	みえの安全・安心農業の推進
	生産維持・向上のための適正な土壌管理の推進
茶	10年後も勝ち残れる茶業経営体の育成
果樹	産地戦略に基づいた活動を行う果樹産地及び経営体の自立化
花き花木	新たな価値を生み出す経営体を核とした花き花木産地の振興
畜産	新規需要米の利活用推進
	畜産個別経営体への支援
プロジェクト	伊勢の野菜主産地創造プロジェクト（伊勢志摩）
	伊賀地域集落農業再生プロジェクト（伊賀）
	ICTを活用した営農技術データベース構築による産地力の向上（紀州）
	獣害対策支援プロジェクト（中央）

また、地域活性化プランの推進について、「地域活性化プランの支援及び推進体制等の整備に係る指針」に基づき、地域事務所の支援チームの一員として地域活性化プラン策定支援計画、地域活性化プラン実践支援計画の作成に参加するとともに、これらも普及活動計画に含めます。

## 5 普及活動の基本的な考え方

### (1) 水田農業担い手の経営基盤強化

米価の急激な下落や高齢化により、農地の出し手が増加している中で、三重県型集落営農システムなど農地利用の合意形成を推進し、担い手への農地集積を加速させていく必要があります。

しかし、農地の受け手となる担い手も経営の柱である主食用米価の下落により経営が悪化している状況であり、積極的に規模拡大を図っていくためには、足腰の強い経営体に強化していかなければなりません。

そこで、支援対象となる担い手を明確にし、主要作目の生産性を向上し、規模拡大に結び付けるためのそれぞれの課題とその改善提案を「農家カルテ」として整理し、支援対象と共有しながら、着実な課題解決を図ります。

特に、麦、大豆、飼料用米の生産性向上に加え、露地野菜等も含めて主食用米とのトータルでの作付け組み合わせ（ベストミックス）を模索し、新たな経営モデルの構築を行う活動を重点的に行っていきます。

### (2) 持続可能な水田営農システムの確立

持続可能な水田農業を実現するためには、地域農業を担う経営体の基盤強化と、集落、地域での話し合いによる集積の仕組みづくりの両輪で進めていく必要があります。

個人、法人、集落営農など地域を中心とする経営体を明確にし、効率的で合理的な仕組みを作るための合意形成活動を行っていきます。

特に、関係機関と連携し、「人・農地プラン」「農地中間管理事業」「日本型直接支払」などの各種施策をツールとして活用しながら、三重県型集落営農を推進していきます。

### (3) 野菜産地の維持活性化

野菜産地は、販売単価の低迷、生産経費の高騰により収益性が悪化し、担い手不足及び担い手の高齢化による縮小が続いています。この傾向は、主要品目である指定野菜、特定野菜産地も例外ではなく、産地としての維持が難しくなっています。

一方で、就農希望者や新規就農者のうち、野菜部門を希望する人は非常に多い状況ですが、収益性の悪化等により就農計画をたて難いのが現状です。また、就農後も知識・技術不足による生産不安定から経営的に厳しい例も少なくありません。

そこで、新規就農者の早期の経営安定に向けた支援をさらに強化するとともに、産地構造改革の強力な推進により持続可能な産地の育成に取り組みます。

### (4) 獣害につよい農村づくりの推進

中山間地域を中心に深刻化している獣害を低減させるには、捕獲に頼るだけでなく、正しい獣害対策の知識に基づいた集落ぐるみの取り組みが不可欠です。これまでに集落ぐるみで獣害対策に取り組む集落は273育成できました。しかし、獣害対策を必要とする集落は770もあり、市町

等関係機関と連携し集落での話し合い（合意形成）を基本に、更なる取組の拡大をすすめます。また、273集落においては、確実な成果をあげることが他地区への波及・取組拡大につながるため、モデル的な取り組みを実践していきます。

#### （5）農業・農村の6次産業化推進

農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業や雇用を創出する等、様々な6次産業化への取り組みが展開されています。加工や流通等新たな分野への進出に伴い、生産安定はもちろん、品質管理や経営管理、幅広いネットワーク形成など多様な分野への対応が求められます。

そこで、経営体の収益向上をめざし、経営発展や担い手育成につながる6次産業化支援に重点化し、各種事業の活用や専門機関との連携により、「6次産業化計画書」の目標達成に向けた支援を行います。

また、関係機関と連携し、6次産業化に意欲のある新たな経営体のニーズを的確に把握し、計画の明確化、実践支援を行います。

#### （6）持続的な経営発展をする経営体の育成

高齢化や担い手不足が進むなか、販売金額1億円を超える大規模な経営体は増加しているものの、販売金額1000万円から1億円までの中規模な経営体は減少してきています。農業を維持していくためには、認定農業者等の経営安定を支援し、さらには規模拡大などの経営発展に導いていくことが必要です。

そこで、経営改善に意欲的な経営体に対し、その経営目標達成に向けた課題を解決するため、経営的、技術的に支援し、安定的な経営を実現します。

#### （7）次代を担う新規就農者の育成

農業の持続的な発展を支える生産構造の確立に向け、新規就農者の確保・育成は重要な施策として位置づけられています。毎年30人前後が三重県で新規に農業経営を開始しています。

しかし、新規就農者は栽培技術や経営管理が未熟な場合が多く、地域に定着するためには、できるだけ早い時期に技術等を習得して、所得等の経営目標を達成することが重要です。

そこで、経営リスクの高い新規参入や新たに部門経営を開始する就農5年目までの就農者を重点支援対象者としてリスト化し、生産量・売上高・所得等の経営目標達成に向けた栽培技術習得や経営課題解決を支援します。

#### （8）みえの安全・安心農業の推進

県では、人と自然にやさしい農業の確立を目指し、「みえの安全・安心農業生産推進方針」（第2期平成26年度～平成30年度）を策定しています。消費者の農産物の安全・安心や環境に対する関心は年々高まっており、人と自然にやさしい農業の確立に向けた取組が必要となっています。

そこで、主要産地に対し「農業生産工程管理（GAP）」、「土づくり」、「投入資源の効率的な活用」を推進し、安全・安心農業生産の拡大を進めます。

#### （9）生産維持・向上のための適正な土壌管理の推進

担い手経営体が規模拡大とあわせてコスト低減や省力化をするなかで、土壌管理が十分に実施されず、生育不良や減収・品質低下につながり、問題となっています。収量・品質の確保は、食料生産および経営の安定に不可欠であり、そのための適正な土壌管理が必要です。

そこで、担い手経営体を対象に、土壌診断に基づく施肥改善、輪作体系、耕畜連携による土づくりなどの土壌管理技術の確立や普及並びに土壌管理に関する情報共有の整備に向けた支援を行います。

#### (10) 10年後も勝ち残れる茶業経営体の育成

製茶工場の大規模化、改植が進むなど生産基盤の合理化は進みましたが、国内緑茶消費の減少、販売価格の低下、重油価格の高騰などで農家経営は厳しい状況が続いています。

一方、緑茶の機能性、食品素材としての可能性が国内外で認められ、海外への輸出も急増しています。

このようななか、明確な経営計画・販売戦略をもち将来の伊勢茶産地を担う経営体を育てるため、若手農業者、法人経営体を対象にハイレベルな経営管理能力及び茶園管理スキルの向上、地域活性化のための産地活動（地域活性化プラン実践）などの支援を行います。

#### (11) 産地戦略に基づいた活動を行う果樹産地及び経営体の自立化

県内には、気候条件などの地域特性や果実の特色を活かした様々な果樹産地がありますが、いずれの産地も高齢化、担い手不足、価格の低迷等、それぞれ問題を抱えています。そこで、各産地では果樹産地構造改革計画や地域の課題をもとに地域活性化プランを策定・実践するなかで、産地の維持・活性化を図る取組をすすめています。

これら、産地構造改革、活性化プランの取り組みを支援しながら、新商品の開発や新技術・品種の導入・普及をおこない、果樹産地を活性化させる経営体の経営改善、新たな担い手の育成・確保をすすめていきます。

#### (12) 新たな価値を生み出す経営体を核とした花き花木産地の振興

本県では、サツキ・ツツジ類（全国1位）をはじめとして、植木・花木や鉢花、切り花など、さまざまな種類の花き花木が生産されていますが、高齢化や生産経費の上昇などから生産量の低下、生産者の減少がみられます。

そこで、販売額の向上や経営体の意欲向上を図るため、優良系統・新品種導入によるブランド確立や販路拡大、新資材・先端技術導入による生産拡大をすすめます。

また、あわせて「地域活性化プラン」策定・実践をつうじて、生産組織の再編や組織活動を支援し、産地の活性化、経営改善に取り組めます。

#### (13) 新規需要米の利活用推進

本県では家畜飼料の大部分を輸入に依存しており、畜産経営は海外情勢に左右される状態が続いており、飼料の安定供給が求められています。

そこで、稲発酵粗飼料（以下稲WCS）や飼料用米等、水田を活用して飼料原料を生産・自給し畜産経営の安定化を図る取組がすすめられています。

稲WCSについては酪農家の利用拡大、肉牛農家を含めた新規利用農家の開拓を、飼料用米については各畜種農家の要望および給与形態をふまえ、耕種農家とのマッチングをすすめることにより、大規模な土地利用型農業経営体の水田での飼料生産を積極的に支援します。

#### (14) 畜産個別経営体への支援

本県の畜産は、松阪牛・伊賀牛など銘柄牛産地を抱える肉牛をはじめとして酪農、養豚、養鶏があり、農業の主要品目になっていますが、高齢化と後継者問題、家畜排せつ物法に対応するための新たな施設整備に伴うコスト増加、飼料価格の高騰、景気低迷や輸入畜産物増加により販売価格の低迷、家畜疾病への対応など、各個別経営体の状況に即した支援が求められています。

そのため、県内の個別経営体への定期的な支援活動を行い、それぞれの経営体が抱える課題やニーズ等を的確に把握し、農場HACCP等の新たな経営手法を取り入れ、経営・技術改善支援活動を行います。また、稲WCS・飼料用米・稲わら等の活用を推進し、地域資源を活用した経営力の強化を図るとともに、『耕畜連携』による資源循環型農業を目指す畜産経営体を支援します。

#### (15) プロジェクト

##### ア 伊勢の野菜主産地創造プロジェクト～本気でめざせ1億円×5産地（伊勢志摩）

露地野菜等の振興をJA伊勢と連携してすすめるなか、イチゴ、青ネギ、キャベツ等、カボチャ、地域特産品目の園芸5品目について、それぞれ販売額1億円以上の産地化を目指して取組をすすめています。栽培者確保のための仕組みづくり、産地を担う人材の確保・育成に取り組みを品目ごとのプロジェクトチームを中心に、栽培技術、販売対策両面から課題を明確化、共有化し、PDCAサイクルを回しながら目標達成に向けた支援を行います。

##### イ 伊賀地域集落農業再生プロジェクト(伊賀)

伊賀地域では、獣害による営農意欲の低下を防ぐため対策がすすめられ、被害軽減に成果をあげています。また、地産地消をすすめる直売所も整備され、地域農産物の供給が期待されています。

そこで、獣害対策によって営農機運の高まっている集落に対し、園芸品目振興、農地利用促進、地域活性化をすすめるため、担い手や営農組織の育成、野菜や加工用品目の栽培をすすめます。

##### ウ ICTを活用した営農技術データベース構築による産地力の向上-攻性産地強化手法の確立-(紀州)

かんきつ産地間の競争が激しいなかで、市場評価と高単価を維持するため、高品質果実の生産確保、新規就農者などの技術の早期向上を目指して、ICT技術を活用して産地強化を図ります。営農情報等のデータベース化や営農支援システムの構築をおこない、新技術、輸出対応技術の確立に取り組みます。

##### エ 獣害対策支援プロジェクト（中央）

「獣害につよい農村づくり」の推進体制を強化するため、プロジェクト型活動として取り組みます。中央普及センターに配置した革新支援専門員が、県農業研究所・県庁獣害対策課と調整をおこない、プロジェクト員、研究担当者、行政担当者と協力して、地域の獣害対策推進を、技術的、施策的に支援し、集落の取組を支援します。